

熊本市上下水道局工事技術検査基準

制定 令和2年6月1日上下水道事業管理者決裁

熊本市上下水道局の工事に係る技術検査の基準については、熊本市工事技術検査基準（令和2年3月27日総務局長決裁）の規定を準用する。この場合において、同基準第1条中「熊本市工事技術検査要領」とあるのは「熊本市上下水道局工事技術検査要領（令和2年6月1日上下水道事業管理者決裁）の規定により準用する熊本市工事技術検査要領」と、同基準第3条第4項中「請負者」とあるのは「受注者」と、同基準附則中「令和2年4月1日」とあるのは「令和2年6月1日」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、令和2年6月1日から施行する。